

# 関西学生サッカー連盟 学生役員規約

## 第1章 目的

第1条 学生役員は関西学生サッカー連盟の目的に従うとともに、加盟チームとの連絡、協調をはかる。

## 第2章 学生役員及び幹事会

第2条 関西学生サッカー連盟には以下の者を学生役員として置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 準幹事 若干名
- (5) 競技委員 若干名

(幹事長)

第3条 幹事長は幹事の互選により選出する。

- 2 幹事長は、幹事を統括し、幹事を代表する。

(副幹事長)

第4条 副幹事長は幹事の互選により選出する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のある時はその業務を代行する。

(幹事)

第5条 幹事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本連盟加盟チームの学生のうちから、理事会において承認された者。  
但し、1部リーグ所属大学は原則2名の学生を派遣する義務を負い、選出時期は当該年度の当連盟主催公式戦終了後、次年度の新幹事面談までとする。任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- (2) 理事長の推薦した学生につき、理事会において承認された者。  
但し、理事長推薦までに準幹事として研修を行う。  
任期は設けず、認められた場合は最終学年終了時まで続けること。

- 2 幹事は、幹事会を組織し、本連盟の実務を遂行する。

(準幹事)

第6条 準幹事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 一般公募により、幹事長または事務局長の面接をうけ、理事会において承認された者。
- 2 準幹事は、幹事会の決議に基づき、その担当任務を遂行する。
- 3 準幹事の任期等については内規の通り。

(競技委員)

第7条 競技委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 1部リーグ所属大学より、最低1名以上派遣された学生。  
選出時期は3月とする。
- (2) 当該チームが推薦した学生。
- 2 競技委員は、幹事会の決議に基づき、その担当業務を遂行する。
- 3 競技委員の任期は原則として9か月とし、再任を妨げない。

(役員任期)

第8条 役員任期は第5条3項、第7条3項に定める通りとする。

- 2 幹事はその任期終了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。  
補欠又は増員により選任された幹事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(幹事会)

第9条 幹事により、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって組織する。
- 3 幹事会は、幹事長が召集する。
- 4 幹事会の議長は、幹事長とする。
- 5 幹事会は、幹事の2/3以上の出席によって成立する。

付 則

- (施行期日) 本規約は、1998年4月1日制定施行。  
2006年2月28日改定施行。  
2008年2月14日改定施行。  
2011年1月31日改定施行。  
2014年9月1日改定施行。  
2018年12月3日改定施行。  
2023年3月13日改定施行。

# 関西学生サッカー連盟 学生役員規約 内規

2008年1月28日改定  
2011年1月31日一部改定  
2014年9月1日一部改定  
2018年12月3日一部改定  
2023年3月13日一部改訂

## 幹事

- ・ 学生幹事の定員は原則 30 名以内とし同大学からの派遣は 4 名以内とする。  
また、同大学から同学年の学生幹事は 2 名以内とする。
- ・ 相応の理由により、規定の人数を超え学生幹事を選任する場合は、幹事長の判断に基づき、理事長及び、総務委員長の承認により認める。
- ・ 幹事は幹事会に出席する義務を負う。
- ・ 幹事は幹事会で定める業務を行う義務がある。
- ・ 幹事は理事長又は理事の言う仕事を全うせねばならない。
- ・ 幹事は各大学サッカー部の代表であり且つ、関西学生サッカー連盟の代表でもあるため、積極的且つ責任感のあるものであること。
- ・ 第 5 条 (2) 相当の幹事については、原則 10 名以内とする。  
また、各大学サッカー部に所属しない学生においても、関西学生サッカー連盟の代表でもあるため、積極的且つ責任感のあるものであること。
- ・ 普通免許を持っていることが望ましい。
- ・ 幹事の業務として、準幹事業務を兼ねる場合がある。
- ・ 運用内規については別に定める。

### 原則 2 名の考え方

- ・ 1 部継続チームは 2 年間のうち 1 年は 2 名派遣の義務を負う
- ・ 1 部新昇格チームは基本的に 1 名を派遣（残留すれば 2 年目は 2 名派遣の義務を負う）
- ・ 2 部に降格した場合でも原則として任期満了の責を負う

## 準幹事

- ・ 幹事長面接の後、原則として 1 か月の研修期間を置く（研修期間に入る前に仮誓約書の提出も必須）。
- ・ 研修期間後、準幹事として認められる場合は誓約書提出の後、任務を遂行する。
- ・ 担当任務の遂行に当たってはその職務を責任を持って全うし、必要のある場合は学生幹事の補佐をする。
- ・ 別に定める準幹事の心得を順守すること。
- ・ 原則として 4 年制大学の学生については 1 年次生、2 年次生から、2 年制大学の学生については 1 年次生からの応募に限る（応募期間は任務にあたる前年度の 2 月末までとする）。  
また、認められた場合は最終学年終了時まで続けること。
- ・ 定員の上限は幹事上限の半数までとする。

## 競技委員

- ・ 会場運営での担当任務の遂行に当たってはその職務を責任を持って全うし、必要のある場合は学生幹事の補佐をする。
- ・ 競技委員は登録制とし（複数可）、未派遣もしくは業務の引き継ぎなしに派遣されてくる場合は罰則の対象とする。